

報道関係各位

株式会社サンリオ

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告について

株式会社サンリオは本日、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」）に基づく勧告を受けました。これは弊社が商品の製造を委託している下請法の対象（下請事業者）とされたお取引先に対し、

①商品の不具合発覚を理由として受領後6か月を経過した商品を返品したこと

期間：2016年6月～2017年11月

②商品仕様・品質チェック用サンプルを、商品量産開始後に無償で提供を受けたこと

期間：2016年7月～2018年8月

がそれぞれ下請法の第4条第1項第4号（「返品の禁止」）、第4条第2項第3号（「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」）の規定に違反するとして勧告を受けたものです。

弊社は長年にわたり商品の製造を委託するお取引先とは信頼関係を築いてまいりました。

①の返品につきましては、指摘されました下請代金相当額は合計約1,120万円でございます。主な内容は、商品に不具合があることがわかり、お取引先に再検品・修正を依頼する際に返品の伝票処理を行ったものであり、その返品対象品の合計は830万円に相当しますが、その大部分については、再検品後に再納品いただいております。

納品から6か月経過後の返品が下請法違反にあたることは認識しておりましたが、再検品・修正のための返品・再納品や、お取引先からの返品申し出であっても違反になるとの認識がございませんでした。なお、再検品・修正後に再納品いただいたものについては再納品当時にその代金をお支払い済みで、それ以外の返品相当額についても各お取引先へ2018年8月にご返金済みです。

決してビジネス上正当な理由なく返品したわけではないことをご理解いただければ幸いです。

②のサンプルにつきましては、不良品の出荷およびそれによる損害の発生・拡大を未然に防ぐ目的でサンプルをお取引先よりご提出いただくことをあらかじめ取決め、商品の仕様、品質チェックを行ってきたもので、弊社、お取引先双方にメリットのあることと考えており、昨年より公正取引委員会と議論を重ねてまいりました。しかしながら今回、結果として商品量産開始後に受領することとなった当該サンプルに限ってはお取引先にはメリットがなく「下請事業者の利益を不当に害している」と判断されたものです。なお、本件に関わるサンプル代金合計約690万円については、公正

取引委員会の見解がすべて確定した後速やかに各お取引先へ 2018 年 10 月にお支払い済みで、2018 年 9 月より、商品量産開始後に受領するとした商品仕様・品質チェック用サンプルは、弊社の費用負担で、お取引先にご提出をお願いしております。

弊社としましては、お取引先との取引関係、信頼関係維持を重んじ、このたびの勧告の内容を真摯に受け止め、下請法の遵守の周知徹底をはかり再発防止に努めてまいります。

本件に関する報道関係からの問い合わせ先

株式会社サンリオ 広報・I R 室広報課

TEL 03-3779-8110

〒141-8603

東京都品川区大崎 1-11-1